

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 8 章 損益計算書の様式

8-2 損益計算書の区分

8-2-1 損益区分の計算

損益計算書は、一定期間の病院の運営状況を明らかにする財務諸表である。そこでは、一会計期間の収益とそれを獲得するためにかかった費用をすべて表示し、当期の利益を計算する。ところで、病院の経営活動は多岐にわたっている。一概に収益といっても、おこなわれる医療行為によって、入院診療による収益の場合もあれば、外来診療による収益の場合もある。また、病院が保有する預金に支払われる利息なども、病院の収益としてあげられるであろう。また、費用はさらに多岐にわたっており、病院で勤務する人に支払われる給料から、医薬品等の購入費、あるいは医療機器の光熱費や保守点検費など、さまざまな費用が発生する。また、医療以外でも、銀行から資金の融資を受けている場合には支払利息などの費用も発生する。

損益計算書は、利用者の意思決定に役立つものでなくてはならないため、このような多種多様な収益および費用をわかりやすく表示することがもとめられる。そこで、損益計算書は、同じような性格・性質の収益および費用をまとめて区分表示している。区分表示は、その活動の内容や取引の発生頻度などによって収益および費用をグループに分けて表示している。企業会計原則では、次のように定めている。

【企業会計原則】

第 2 損益計算書原則

(損益計算書の区分)

ニ 損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

営業損益区分では、当該企業の営業活動、つまりいわゆる本業から生じる収益および費用から営業利益が計算される。経常損益区分では、資金の調達・運用といった財務活動など、営業活動以外の経常的な活動から生じる収益および費用から経常利益が計算される。純損益区分では、経常利益の計算を受けて、毎期、経常的な取引以外の項目から生じる収益および費用から当期純利益が計算される。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

新型コロナウイルス感染症対策
感染症法等一部改正

新型コロナウイルス感染症対策のための感染症法等の一部改正が行われました。(2月13日施行)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000733827.pdf>

1. 改正の趣旨(抜粋・要約)

感染の早期収束が重要であり、現下の新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高め確実に取り組みを推進するために必要な法改正を行う。

2. 感染症法の一部改正

・新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけを指定感染症から、「新型インフルエンザ等感染症」へ変更
 ・発生届の報告先に都道府県知事を追加する
 ・積極的疫学調査の報告先に、都道府県知事を追加
 ・宿泊療養の基準について、これまでに発出したマニュアル等の記載内容に加え、「居室は原則として定員一名」「宿泊療養者の滞在区域と職員その他の区域を明確に区別する」「病状急変時に適切に措置を講じることができるように医療機関と連携しておくこと」「宿泊療養者が療養を行うために必要な設備、備品を備えている」「医療関係者、宿泊療養者の療養を支援するために必要な人員が確保されている」「宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し適切な健康管理等を行うことが可能な体制が確保されている」などが追加された。

・入院勧告、措置の対象者を次の者に限定する
 「65歳以上の者」
 「呼吸器疾患を有する者」
 「臓器疾患などにより、臓器機能が低下している恐れがある者」
 「臓器移植等により、免疫機能が低下している恐れがある者」
 「妊婦」
 「中等症以上の者」
 「医師が入院させる必要があると認める者」
 「都道府県知事が感染症蔓延防止のために入院させる必要があると認める者」
 「宿泊療養・自宅療養の協力の求めに応じない者」
 ※入院先から逃げた場合、正当な理由なく入院措置に応じない場合は、50万円以下の過料に処する

他に検疫法の一部も改正されています。必要に応じて確認してください。